

第7回

那須塩原市下水道審議会資料

目次

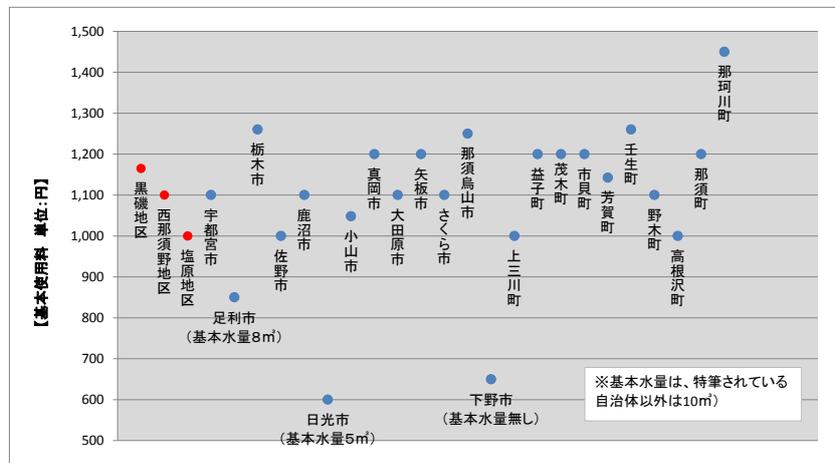
- | | |
|---------------------------------|----|
| 1. 基本使用料に関する県内市町村の状況…………… | P1 |
| 2. 使用料算定期間における使用料収入について…………… | P2 |
| 3. 使用料改定案の検討にあたっての留意事項について…………… | P5 |

那 須 塩 原 市

1. 基本使用料に関する県内市町村の状況

栃木県内の下水道事業における、下水道使用料の基本使用料の状況は以下のとおりです。

基本水量が 10 m³の自治体に関しては、那珂川町が突出して高い(1,450 円)ものの、その他の自治体は 1,000~1,300 円の範囲に収まっており、その中でも塩原地区は低い水準にあります。黒磯地区と西那須野地区については、間的な水準にあるといえます。



自治体名	基本水量 (m ³)	基本料金 (税抜) (単位: 円)	自治体名	基本水量 (m ³)	基本料金 (税抜) (単位: 円)
黒磯地区	10	1,165	さくら市	10	1,100
西那須野地区	10	1,100	那須烏山市	10	1,250
塩原地区	10	1,000	下野市	0	650
宇都宮市	10	1,100	上三川町	10	1,000
足利市	8	850	益子町	10	1,200
栃木市	10	1,260	茂木町	10	1,200
佐野市	10	1,000	市貝町	10	1,200
鹿沼市	10	1,100	芳賀町	10	1,143
日光市	5	600	壬生町	10	1,260
小山市	10	1,048	野木町	10	1,100
真岡市	10	1,200	高根沢町	10	1,000
大田原市	10	1,100	那須町	10	1,200
矢板市	10	1,200	那珂川町	10	1,450

図-1.1 栃木県内における下水道使用料の基本使用料の状況

2. 使用料算定期間における使用料収入について

使用料算定期間における使用料収入とは、改定後の使用料体系が目標とする使用料収入です。

第5回審議会では、事務局が4つの使用料収入案を提示し、Case1とCase2に絞り込んだものの、この2つの案についての比較資料が不足していたため今回、負担額の差が把握できる資料を改めてお示しいたします。

使用料改定案は、今後も詳細な設定条件を審議して頂く必要があり、現段階では正確な負担増をお示しすることはできませんので、使用料算定期間における使用料収入を決定するための判断材料として、大まかな負担額を今回お示しさせて頂くものです。

【第5回審議会で事務局が提示した4つの使用料収入案】

Case1 使用料対象経費を全額使用料収入で賄う場合(使用料単価 150 円/m³)

Case2 Case1 と Case3 の中間案(使用料単価 145.9 円/m³)

Case3 全国公共下水道の平均単価(法非適用のみ・H24)(使用料単価 141.9 円/m³)

Case4 現行使用料水準を維持する場合(使用料単価 137.9 円/m³)



Case1 と Case2 について、今回概算の負担額を提示
⇒使用料算定期間における使用料収入を審議・決定

表-2.1 使用料算定期間における使用料収入案

(第5回審議会資料より)

ケース名 /項目	汚水処理費 (百万円)	目標使用料収入 (百万円)	基準外繰入金 (百万円)	経費 回収率	改定率	地区毎の改定率		
						(平成29~32年度・累計)		
						黒磯	西那須野	塩原
Case1	4,518	4,518 (+364)	0 (-364)	100.0%	8.8%	2.8%	7.1%	42.5%
Case2		4,395 (+241)	123 (-241)	97.3%	5.8%	0.0%	4.2%	38.6%
Case3		4,274 (+120)	244 (-120)	94.6%	2.9%	△ 2.7%	1.4%	34.8%
Case4		4,154	364	91.9%	0.0%	△ 5.5%	△ 1.5%	31.0%

※()内は現行使用料単価の場合 (Case4) に対する増減

今回は、現行の黒磯地区の使用料体系を基礎として使用料を算出し、負担額を図-2.1 のとおりお示しいたします。

今回お示しする案については、今後の審議を受けて、変更が生じることがありますので御理解をお願いいたします。

【使用料算定期間における使用料収入 検討のための使用料改定案】

使用料収入 Case1 に対応する案 ⇒ 改定案1

使用料収入 Case2 に対応する案 ⇒ 改定案2

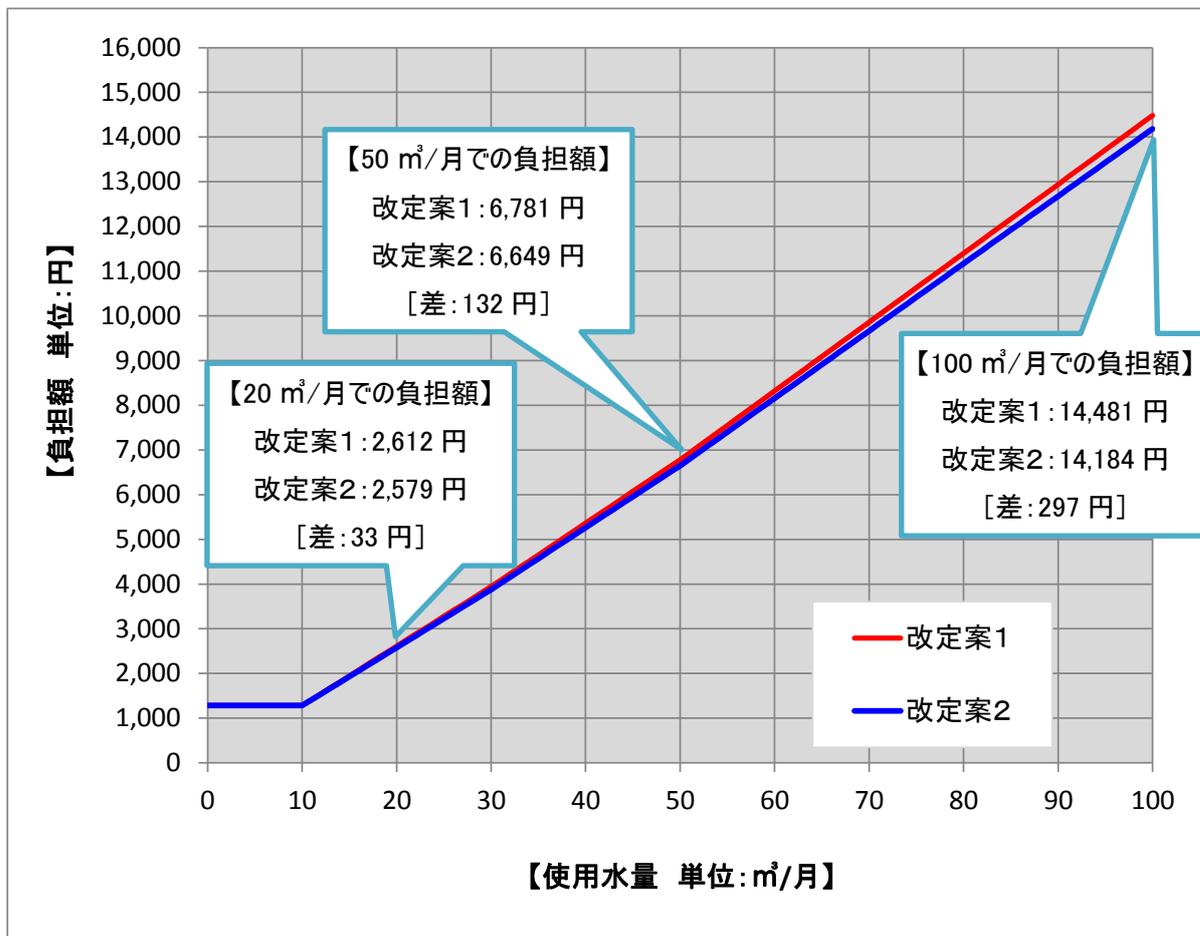


図-2.1 使用料算定期間における使用料収入検討のための使用料改定案における負担額

市としては、今回の改定の大きな目的が、下水道事業の経営健全化に向けて、経費回収率 100%及び基準外繰入金の解消を速やかに達成することであり、また Case2（改定案 2）との負担額の差もさほど大きくない（1、2%程度）ことを考慮し、使用料算定期間における使用料収入を Case1（改定案 1）とさせて頂きたいと考えています。

3. 使用料改定案の検討にあたっての留意事項について

今回改定では、3地区の使用料体系を統一するため、今後の使用料体系のあり方も見据えた抜本的な使用料体系の見直しが必要であると考えられます。

その際には、下記のような事項を留意する必要があります。

(1) 基本使用料による固定費の負担について

維持管理費等の下水道事業の運営に係る経費は、大きく「固定費」と「変動費」に分けられます。

固定費…使用水量の多寡に関わりなく、下水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費

(例：資本費、人件費の基本給部分など)

変動費…使用水量の多寡に応じて変動する経費

(例：動力費など)

基本使用料は、利用者の使用水量の多寡に関わりなく発生する性質の収入であるため、固定費を基本使用料で賄うことが理想であるといえます。

しかしながら、下水道事業の経費に対する固定費の割合は極めて大きいものであり、固定費の一部を基本使用料として賦課し、他は従量使用料として賦課されているというのが、日本の下水道事業の一般的な状況です。

那須塩原市についても同様であり、平成25年度においては、使用料収入で賄うべき経費（污水处理費）のうち、固定費は約8割を占めていますが、基本使用料で賄えているのは、固定費の38%にすぎません。



図-2.2 污水处理費に対する固定費の比率（H25）

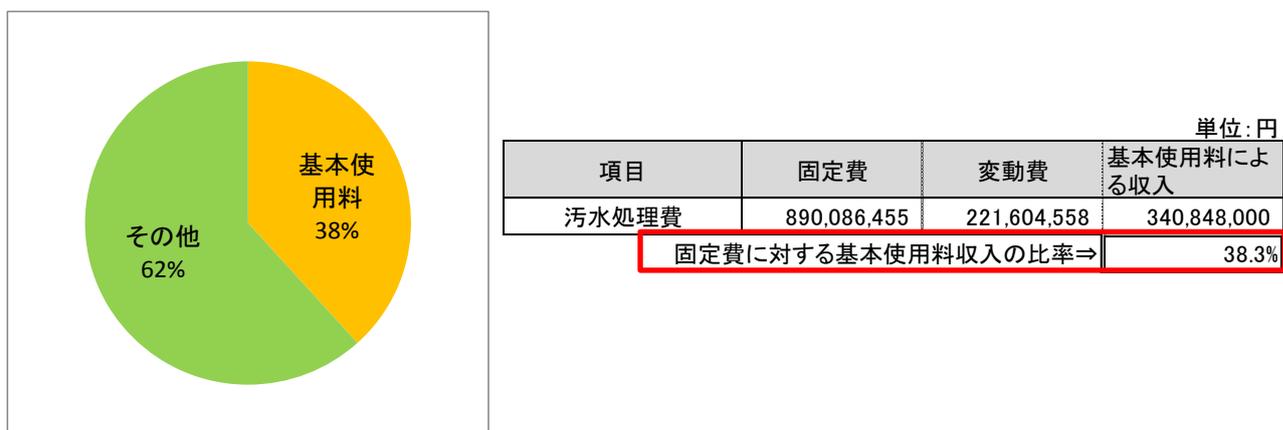


図-2.3 固定費（污水处理費）に対する基本使用料による収入の比率（H25）

汚水処理費の固定費に対する基本使用料収入の比率を、今回改定で100%とすることは利用者の負担の観点からは現実的ではありませんが、従量使用料に過度に依存している現在の状況を少しでも解消するため、汚水処理費の固定費に対する基本使用料収入の比率を「45%」と「50%」とした場合で試算し、次回の審議会で改定案をお示しいたします。

基本水量を現行と同じ10 m³/月とした場合における、固定費負担率が45%及び50%の場合の基本使用料は下表のとおりとなります。

表-2.2 基本使用料の設定例（基本水量10 m³/月と想定の場合）

項目		固定費 H29～H32 (千円)	基本使用料 充当額 (千円)	件数 H29～H32 (件)	基本使用料	
					(税込)	(税抜)
基本使用料による 固定費負担率	45%	3,717,257	1,672,766	1,218,776	1,372	1,247
	50%		1,858,629		1,525	1,386

(2) 基本使用料の負担配分について

前述のとおり、下水道事業の経費には、固定費と変動費が存在し、固定費は基本使用料で賄うのが理想です。

現行の下水道使用料における基本使用料のように、基本使用料が1段階しか存在しない場合に、固定費の全額を基本使用料で賄おうとすると、小口利用者の負担額が大きくなってしまいます。

そこで、固定費の全額を基本使用料で賄うような場合には、基本使用料による負担を、使用水量に見合うようにするために、「基本使用料の複数化」を行う必要があります。

「基本使用料の複数化」の手法については、「水量による区別化」、「種類別による区別化」、「口径別による区別化」等が考えられますが、現時点においては、いずれの手法も事務的な理由から速やかな導入が難しい状況にあります。

したがって、「基本使用料の複数化」の導入は今後の課題とし、今回改定では、固定費の基本使用料負担率に配慮しつつ、従来通り単一の基本使用料を設定すること基礎とします。

(3) 基本水量の設定について

下水道使用料における基本水量については、使用水量の変動による使用料収入の変動を軽減し、経営の安定化に寄与することを目的に設定されています。

しかしながら、近年は、核家族化や節水型社会への移行等による使用水量の減少等の理由から、基本水量の設定が利用実態にそぐわなくなり、基本水量を切り下げたり、少量利用者への配慮から、基本水量を廃止する下水道事業も発生し始めています。

那須塩原市の下水道使用料における基本水量は10 m³/月となっており、栃木県内でも大部分の下水道事業では、基本水量は10 m³/月となっていますが、1ページの資料に示すとおり、栃木県内でも、基本水量を「8 m³」、「5 m³」、「基本水量無し」に見直す事例が発生しています。

また、那須塩原市の水道事業においても、平成22年度の料金統一において、少量利用者の負担軽減を目的に、基本水量を廃止しています。

表-2.3 那須塩原市水道事業料金

那須塩原市水道事業の区域		
メーターの口径	基本料金 (2か月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)
13mm	1,816円	20m ³ までの分： 84円 20m ³ を超える分： 174円30銭 ※従量料金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
20mm	2,625円	
25mm	5,155円	
30mm	7,381円	
40mm	12,400円	
50mm	20,485円	
75mm	43,648円	
100mm	75,453円	
150mm	174,888円	

《水道料金は、基本料金と従量料金の合計額です。》

基本水量の設定について、特徴は下表のとおりです。

表-2.4 基本水量設定の特徴

項目	特徴
①基本水量 10 m ³ /月	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者の節水に対する経済的な見返りは最も少ない。 ◆利用実績の観点からは過大な設定といえる。(水道事業の利用実績 6.4~6.9 m³/月 ※H24 年度) ◆現行下水道使用料体系が採用し、栃木県内でも多くの下水道事業が採用。
②基本水量 8 m ³ /月	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用実績の観点からは妥当な設定である。 ◆足利市下水道事業で採用。
③基本水量 5 m ³ /月	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用実績の観点からは過小な設定である。 ◆日光市下水道事業で採用。
④基本水量・設定無し	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者の節水に対する経済的な見返りは最も大きくなりやすい。 ◆那須塩原市水道事業で採用。

(4) 従量使用料の水量区分の設定について

使用料体系については、固定費は基本使用料で、変動費は従量使用料で賄うのが理想です。

しかしながら、前述のとおり、固定費の基本使用料収入の比率を、今回の改定で100%とすることは現実的ではありませんので、次回の審議会では従量使用料の水量区分の設定を下記のとおりとし、改定案をお示しいたします。

【従量使用料の水量区分について】

①現行の黒磯地区・西那須野地区の使用料体系の水量区分を基礎とする。

現行の黒磯地区及び西那須野地区の使用料体系で採用されている累進制を今後も採用するため、この両地区の使用料体系における従量使用料の水量区分を基礎とします。

②大口利用者が該当する水量区分の追加

今回改定では、3地区の使用料体系を統一します。

①で述べたとおり、改定後の使用料体系は、現行の黒磯地区及び西那須野地区の使用料体系を基礎としますが、大口利用者を多く抱える塩原地区も対象とすることから、大口利用者の利用状況も加味するものとし、大口利用者が該当する水量区分を追加することを検討します。

追加する水量区分は、現行の塩原地区の体系で最も大きな水量区分である1,001 m³/月以上とすることを考えています。

③小口利用者が該当する水量区分の追加

今回改定では、基本使用料を増加することを検討していますが、その場合、大口利用者に比べ、一般家庭等の小口利用者の負担増の比率が大きくなる傾向となります。

その対応策として、最も水量が少ない水量区分である11~30 m³/月を分割し、安い従量使用料単価を新たに設定することにより、一般家庭等の負担軽減を図ることも視野に入れる必要があると考えられます。

(5) 使用料改定案の取扱いについて

使用料改定案を検討するにあたり、これまで議論していただいた基本使用料、基本水量、従量使用料の考え方を総合的に反映し、現行使用料からの負担増の割合を考慮しながら、検討する必要があります。

次回審議会では、これらを加味した改定案をお示しいたします。